

## 第3回苦情処理・監視専門調査会議事録

1. 日時 平成13年6月1日(金)15:00～17:00
2. 場所 内閣府議室
3. 出席委員  
古橋会長、庄司会長代理、神田委員、山口委員、岡谷委員、桜井委員、佐藤委員、野中委員、  
広岡委員、深尾委員、松下委員、八木委員、山谷委員
4. 議事
  - (1)開会
  - (2)男女共同参画関連施策の概況(関係府省ヒアリング)  
内閣府  
農林水産省
  - (3)質疑応答
  - (4)女性関連施設における相談事業の概要等  
<報告者> 桜井委員
  - (5)質疑応答
  - (6)今後のスケジュールについて
  - (7)閉会

古橋会長 それでは、ただいまから男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会の第3回会合を開催いたしたいと思います。委員の皆様におかれましては、忙しい中御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の議題でございますけれども、お手元の議事次第を見ていただきますとわかりますように、監視関係につきましては今後3回にわたって男女共同参画に特に関連の深い府省から、男女共同参画基本計画に盛り込まれました各分野の施策の体系や個別の重点施策を中心にヒアリングを行うこととしておりまして、本日は内閣府と農林水産省から説明をいただくことにしております。今後、具体的な監視の方針や段取りを検討していく上での基礎的な勉強という意味を含めてお聞きいただき、それについてのいろいろな御提言等もいただきたいと思っております。今後ほかの省について監視を進めていくときにどういう基準でやっていったらいいのかということを考える一つ的手段として呼びしておりますので、そういうことも念頭に置きつつ聞いていただきたいと思っております。

次に、苦情処理関係につきましては桜井委員から、全国の女性関連施設におきます相談事業の状況を中心にお話をいただくことにしております。

なお、本日もお忙しい中、松下副大臣にお越しいただいております。前回の会合において、副大臣からお話がありました、各府省における男女共同参画推進体制の整備の件について、新たな進展がありましたので、その点の御紹介も含めまして改めてごあいさつをいただければと思います。大臣、恐れ入りますがよろしくお願いいいたします。

松下副大臣 松下でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

今、会長からお話がありましたとおり、先週の木曜日の副大臣会議で1つのことが決定されて前進い

たしました。1府12省それぞれの中央省の中に男女共同参画推進会議というのができまして、本部長を副大臣として幹部たちが入り、そしてまた適宜必要な人たちも入っていただいて、ここでいろいろ議論されたことが実行に移されるような仕組みをつくるということが決まりまして、官房長官の同意を得て安部官房副長官から記者発表をして正式に決まりました。既に今日も農林水産省がみえていますけれども、農林水産省、我が内閣府、文部科学省は発足いたしました。それから、厚生労働省も同じように組織を発足させるということで報告を受けております。このように各省でそれぞれ推進会議がつくられることになりました。これで、それぞれの部署でいろいろ議論されたこと、この本部で議論されたことが施策として一つひとつ実現されていくのかどうかについて評価していく、推進していく組織ができるということで前進したと思っております。どうぞこれからもよろしくお願いを申し上げる次第であります。

私は今日は最後まで出席していただきたいのですが、退席しなければいけません。

古橋会長 どうも大変ありがとうございました。今の副大臣のごあいさつについて何か御質問がございましたらどうぞ。

坂東局長 お手元の資料1で、各省庁に置かれます男女共同参画推進体制の概要がおわかりいただけるかと思えます。

古橋会長 よろしゅうございますか。それでは、議事次第の2「男女共同参画関連施策の概況」といたしまして最初に内閣府から、続いて農林水産省からそれぞれ15分程度で御説明をお願いいたします。質疑応答につきましては、内閣府の説明の後15分、農林水産省が終わりましたらその後20分程度、取りたいと思えます。それでは、内閣府からお願いをいたします。

事務局 それでは、内閣府が男女共同参画の形成促進に向けて取り組んでいるさまざまな施策の内容について御説明申し上げます。お手元の配布資料2を御覧ください。資料は2分冊となっております、右肩の上に資料2と打たれた説明資料と、参考資料編としてやや分厚いものをつけてございます。以下、説明資料の記載順に適宜参考資料編の方も参照いただきながら御説明申し上げます。

説明資料には、一番太いゴシック文字で書いてある大項目が1から6まで6つございます。これは、男女共同参画基本計画の中の項目立てを可能な限り念頭に置いたものでございます。本日の会合用の配布資料とは別に、皆様方に毎回必要に応じ使っていただくための備え付けの資料を置かせていただいておりますが、その中の「男女共同参画基本計画」のパンフレット、色刷りのものでございますが、御覧いただければと思えます。

このパンフレットを1ページめくっていただきますと、2ページ目の上半分に「計画の構成」が掲載されております。この基本計画では、第2部において11の重点目標を掲げまして、それぞれについて施策の基本的方向及び具体的施策を示しております。更に第3部は「計画の推進」ということで、第2部に掲げた施策を推進していく上での体制の整備を中心に記述されております。第3部は7ページのところに書いてございます。

ただし、今日の私のプレゼンでございますけれども、内閣府の仕事はさまざまな分野に及んでいるために必ずしも基本計画の特定の分野のみと関係しているわけではございませんのでやや範囲の逸脱等がございますが、できるだけ計画の項目立てを反映させる形で御説明いたしたいと思っております。

まずは、資料に戻りまして項目の1の「国の政策・方針決定過程への女性の共同参画の拡大」でございます。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」は、基本計画の第2部で掲げている先ほどの11の重点目標の1番目に掲げられているものでございまして、積極的改善措置の一環として国の率先した取り組みが求められている分野でございます。そうした取り組みの中で内閣府が音頭をとる形で取り組んでいる具体的な施策といたしまして、まず(1)の「国の審議等委員への女性の参画の促進」がでございます。

国の審議会等への女性委員の割合を拡大するという方向で、目標を掲げて各省庁の取組みを推進するものでございまして、具体的には昭和 52 年に当時の婦人問題企画推進本部の決定において目標値を設定して以来、随時目標を更新する形で取組みを推進しております。

参考資料の 1 ページを御覧いただきたいのですが、昨年の 8 月に男女共同参画推進本部におきまして、平成 17 年（西暦 2000 年）度末までのできるだけ早い時期に、国際的な目標である 30% を達成するよう鋭意努めるといふ旨を決定いたしまして、各府省において取組みが行われているところでございます。取組み状況のフォローアップについては半年に 1 回、内閣府が各府省の所管審議会等における女性委員の割合を調査しておりまして、直近のものとしたしましては昨年 9 月 30 日現在、これは中央省庁等の改革以前の数字になりますけれども、審議会等委員に占める女性委員の割合として 20.9%、それはもう一枚めくっていただいた 2 のところにグラフで示されていると思います。この順番からいきますと、今年の 3 月 31 日現在の数字になるわけですが、中央省庁の再編でかなりの数の審議会が減り、また若干新しく生まれたものもあって、時系列的に前のものとすぐ直結できない部分もありますが、今、鋭意資料作成中でございます。

次に、(2) としていたしまして「女性国家公務員の採用・登用等の促進」について掲げております。これにつきましては、人事院が女性国家公務員の採用・登用の拡大に向けた指針を策定いたしまして各省庁に示すことになっておりました。そして、この計画は昨年末に策定されましたが、この計画の中で、人事院に対して指針の早期策定を求めるとともに、指針が策定された暁には各府省が指針を踏まえ、総合的かつ計画的な取組みを推進するという旨を記述しております。

これを受けた形で人事院において検討が進められまして、先月の 21 日に人事院が指針を策定するとともに、各府省に対しまして通知を行いました。参考資料の 3 ページから 5 ページにかけて指針が付してございます。詳しい内容は時間の関係もございまして説明は割愛いたしますけれども、各省が今後女性職員の登用・拡大のために必要な措置として、現状の分析、採用・登用の拡大に向けての目標の設定を含む計画の策定及びその計画の点検、評価などについて記述してございます。この指針の性格は人事院から各府省あてに直接通知が行われたというものでございまして、今後は各府省における指針を踏まえた対応が求められているわけですが、内閣府といたしましては政府一丸となってこれに取り組んでいくために、指針策定を機に改めて今後の取組み方針を明確にする必要があると考えており、男女共同参画推進本部において、今後の政府としての方針を決定していきたいと考えております。

次に大きな項目の 2 でございますが、「国民的広がりをもった広報・啓発活動の展開」でございます。これは、基本計画の第 2 部の 2 番目の重点事項、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」の中の「国民的広がりをもった広報・啓発活動の展開」という項目を念頭にここに取組みとめてございます。男女共同参画の実現に向けての大きな障害の一つとしては、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく役割分担意識のようなものがあります。こうした意識を変革し、国民の間に広く男女共同参画、あるいは男女平等の意識を浸透させ、また関連する国の取組みなどについても十分理解していただくということで、内閣府は政府全体としての立場からさまざまな取組みを行ってきているわけでございます。

(1) として取り上げておりますのは「男女共同参画週間」でございまして、これは昨年末に男女共同参画推進本部において、その実施を決定したものでございます。これは基本法の公布・施行を契機に実施に至ったものでございまして、今後毎年この法律の公布・施行日である 6 月 23 日から 29 日にかけての 1 週間を「男女共同参画週間」として、その間に後ほど御説明するイベントあるいは表彰活動等を行うということでございまして、資料としては資料 3 の 6 ページ、資料編の方に付してございます。

また、同じような行事といたしまして「女性に対する暴力をなくす運動」というものがございます。これについては、後ほど女性に対する暴力についての取組の中で合わせて御説明いたします。このほか、個別の行事といたしましては(3)以降、説明資料の1ページから2ページ目にかけて書いてありますが、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」がございまして、これはほぼ毎年度内閣総理大臣の御出席を得て開催しているものでございます。本年度は、先ほど申し上げた第1回目の男女共同参画週間を記念するというような意味も含めまして、6月25日月曜日に新宿厚生年金会館で行うこととしております。

1枚めくっていただきまして2ページの一番上のイでございますが、男女共同参画社会づくりの功労者表彰というものがございます。男女共同参画週間の実施時期に合わせて内閣官房長官からの表彰を実施する予定といたしております。資料については資料編の7ページでございます。上の方に内閣総理大臣表彰とございますけれども、そのうち、官房長官からの表彰という2つの形態をとっております。更に、内閣府の賞勲局が所管しております叙勲の関係ですけれども、平成12年の秋の叙勲から男女共同参画社会づくりを支えてこられた方々を叙勲の対象とすることにいたしました。それから、男女共同参画フォーラムというものがございます。それはエに書いてございますけれども、この行事を昨年度から実施しております。都道府県、政令指定都市との共催によりまして地方公共団体関係者や民間の有識者の方々の参加を得て開催しているものでございます。これはあくまでも都道府県政令都市との共催ということで、後ほどそれ以外の市町村と連携された事業もございます。

それから、2ページの(4)に挙げておりますのはその他の政府広報等ということで、こうした行事などとは別に内閣府の広報室が所管している政府広報の一環として、活字、テレビ等々を含めたさまざまな媒体を活用して実施しております。もちろん我が方でもリーフレット、パンフレットを作成したりして広報を行っておりますが、適宜政府広報の方の協力を仰いで行っているというものでございまして、その具体的な広報の一例として資料編の9ページと10ページにこれまで記事下等を含めた事例を紹介しております。

それから3番目でございますが、女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、これは基本計画の方では第2部の女性に対するあらゆる暴力の根絶として記述されておりますが、これにつきましては今年の4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布されまして、現在10月の一部施行に向けまして関係行政機関において準備が行われているところでございます。法律の円滑な施行は、この参画会議の下に置かれております「女性に対する暴力に関する専門調査会」における当面の喫緊の検討課題でもあるわけでございますが、内閣府は警察庁、法務省、厚生労働省とともに事実上の所管府省として法律の周知に努めるとともに、法律において対応が求められている職務関係者への研修あるいは必要な調査研究等を行うために、現在局内において具体的な対応を検討しているところでございます。

また、女性に対する暴力の問題は男女の固定的な役割分担など、我が国の構造的な問題であるということで、これに対処していくべきものとして位置付けられておりまして、この問題に対する社会認識の徹底、あるいは国民の意識啓発が他の問題にも増して重要であるということで、これまでも「女性に対する暴力をなくす運動」を実施してまいりましたが、これまでは5月を実施期間としておりましたのを、国連におきましてそこがございますように11月25日を「女性に対する暴力撤廃国際日」とすることが決められましたことから、これを受けまして今年からこの日を念頭に置いて11月12日から25日までの2週間を実施期間とする方向で調整しております。近々、正式決定を行う予定でございます。この期間に、女性に対する暴力に関するシンポジウム等を実施するなどして、啓発活動を実施したいと考えてお

ります。

次に資料の3ページになりますが、大項目の4番目で「我が国における男女共同参画の推進体制の整備」でございます。これ以降は、基本計画の内容で申しますと3部の「計画の推進」、つまり計画の第2部に掲げたような個別の施策を実施していくための計画の推進体制の整備に関わるものでございます。この項目では、このうち国内的なものを取り上げてございまして、具体的には(1)としてこの男女共同参画会議が中央省庁等改革に伴って設置されたことがまず挙げられようかと思えます。国の重要政策に関する4大会議の一つとして設置されまして、現在では本会議の下に5つの専門調査会が開催されておりますが、参画会議そのものにつきましては13ページの資料9を御覧ください。そして、その下に現在置かれております5つの専門調査会については14ページでございます。

特に14ページのところで苦情処理・監視専門調査会というのが基本法の第22条の4号前段に書かれている部分を受けて設置されておりますし、また基本法の17条のところで苦情処理についても書かれているという形で、この専門調査会が置かれているわけでございます。影響調査につきましては、同じく基本法の第22条の4号ということで書かれてございまして、また仕事と子育てということにつきましても基本計画から申し上げれば両立支援、男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援ということが第2部の5にございますけれども、これを受けた形で設けられたということになりますし、第2部の7のところで女性に対するあらゆる暴力の根絶というのがございますが、これを受けた形で暴力の専門調査会が置かれているということになります。そして、そのすべての問題というか、広い範囲で網羅して基本的な問題を扱うために基本問題の専門調査会が置かれている。当面ある程度のプライオリティを付けてましてこういう専門調査会が今、置かれているという現状でございます。

これは若干余談になりますけれども、いずれの専門調査会おきましても一様にPR効果ということをお我々も大事にしております、丁寧に会長からの会議後に記者会見も行っていただいております、お陰様で海外への広報も含めてかなり今PRの体制というか、広報体制が充実しているのではないかなと考えております。

(2)でございますけれども、男女共同参画推進本部につきましてはこれまでの説明の中でも既に触れておりますが、政府全体の施策の決定・実施機関ということで資料編の15ページでございますけれども、ここに設置のことが書かれてございます。各府省にまたがるような横断的な課題への対応等について、この推進本部の場を適宜活用しております。

それから(3)の内閣府の男女共同参画局でございますが、一応私どものことについてもここで触れさせていただきます。

やや資料を戻っていただくんですが、参考資料の11ページでございます。この図は、ただいま申し上げた男女共同参画会議、推進本部、そして参画局から成る現在の推進体制の全体イメージ、いわゆるナショナル・マシーナリーというものがここに集約されているのかなと考えております。

そして、国内の本部機構等を歴史的に変遷を振り返って1枚にまとめたものが次の12ページでございます。国際婦人年という昭和50年を契機といたしまして61年、平成6年、そして今度の13年、幾つかの10年あるいは5年の大きな節目でそれぞれ取組み体制が非常に充実強化してきたということがこの表によっておわかりになるかなと思えます。これらの組織がこれまでどのような推移をたどってきたかをまとめてみたものでございます。次に、また資料を1枚めくっていただきまして4ページでございます。(4)で男女共同参画白書の作成でございまして、男女共同参画白書は基本法に基づく法定の白書となったものでございますが、その取りまとめを行っております。今年度の白書については、6月下旬を目途に閣議決定をして国会提出を行うという方向で作業を進めております。毎年毎年各省の施策中心にき

ちんとそれをフォローしてここに記述しておくということで、ある意味で広い意味での施策、基本計画に盛り込まれた施策の年ごとのフォローアップという位置付けもここで考えられると思います。

それから(5)でございますが、各府省における推進体制ということで、先ほど副大臣から御紹介がございましたが、5月の17日と24日、副大臣会議におきまして松下内閣副大臣が各府省における男女共同参画推進体制の整備、推進についてということで各省庁に対して提案、要請をいたしました。そして、この提案、要請を受けまして各省庁それぞれ先ほど御紹介があったように準備に取り掛かり、あるいは取り掛かっているわけでございますけれども、内閣府におきましては官房長官決定ということで平成13年、今年の5月23日に内閣本府におきまして推進本部を設置いたしました。今後交流をいたしまして、それぞれの省庁がそれぞれの省庁の中において更に強く男女共同参画のネットワークが強化されていくことで、その省庁の中でも徹底が進められていくのではないかなということを期待しておりますし、またそれぞれの取組みにつきましては適宜副大臣会議に報告されるとともに、また副大臣の方から官房長官、参画会議、あるいは推進本部に適宜報告が行われるというシステムになっております。

5番目の「地方公共団体や民間との連携等」でございますが、全国規模で男女共同参画の形成促進を図っていくということは国のみならず、地方公共団体や民間団体とも緊密な連携を図っていくということが必要であると認識しております。先ほどナショナル・マシーナリーのお話をいたしましたけれども、いわばこれを充実強化していくということに合わせましてローカルマシーナリーとしての連携、それぞれの自治体との連携をこれまで以上に強化し、またそれとのネットワークを更に密なものとしていくことが非常に必要であると考えております。その一環といたしまして、ここに掲げましたようなさまざまな会議や連携の場などを設けております。

(1)で、えがりてネットワークがございますけれども、これは既に御承知のようにある意味で最も国民運動的なものとして位置付けられると思います。(2)の都市の奨励事業ですが、これは先ほどフォーラムで都道府県あるいは政令指定都市を単位とするというふうに申しましたが、これはそれ以外の市町村を単位としている連携のチームでございます。それから、全国6ブロックにおいて開催しておりますブロック会議がございます。(4)のところで、男女共同参画の参画計画づくりのための支援とございますが、これは基本法の14条の3項にございますが、既に都道府県ですべて参画計画ができていくわけでございますが、市町村におきましては法律の書きぶりは計画を定めるよう努めなければならないということでございますが、一応努力義務でございますが、こうした市町村が計画策定に取り組む際に取り組みやすい、あるいは支援として参考資料を作成しているというものでございます。それから5番目に書いてございますヤングリーダー会議ということで、地域のリーダーシップとして活躍が期待される男女を招いて講演やグループミーティングを行っております。

最後になりますが、6番目の「国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等」ということで、国際関係はこれまで我が国における男女共同参画の形成の促進ということが非常に国連等の大きな動きと連動する形でこれまでも進められてきましたし、また今後とも恐らくその要素は強まっていくものと思われまます。また、男女共同参画の基本計画の中に基本理念の一つとして国際的な強調ということが挙げられておりますけれども、これもまた堅持していかなければいけない非常に重要な点であると考えております。具体的には、国連が主催する非常に大規模な会議から地域的な国際機関との連携あるいは会議に至るまで、これまでも最大限我々はその協力をしてまいりましたが、今後ともこうした活動を注視しつつ、可能な貢献をしていきたいというふうに考えております。

そして、(2)の方でございますけれども、我が国が主体となって諸外国の有識者との対話の機会を設けましたり、あるいはJICA等の関係機関の活動に協力を行ったりいたしまして、我が国の取り組みを

非常に国際的に広く発信し、紹介していくということも必要と思っております。取り組んでございます。

内閣府からの御説明は以上でございます。

古橋会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして質問、御意見等がありましたら順次御発言を願いたいと思います。

山口委員 冒頭から2点ほど伺います。

国の審議会と委員への女性の参画の促進というところですが、このグラフを見ていますと20%目標に到達したんですけども、大体過去5年間を見ると毎年1ポイントぐらいずつしか上がっていませんね。今度、向こう5年間で30%ということになりますと、従来のような努力の仕方ではとても間に合わないということで、これに対する方策をまた新たに一種のポジティブアクションといいますか、立てなければならぬんじゃないかと思えます。それで、例えば審議会などについて、あるいは政府の方に方針があるのかもしれませんが、審議会で特に男性の方が3つ以上やっているときは2つまでとか、それを女性に回すとか、あるいはまた充て職ということになりますと、女性の社会的、経済的進出が非常に遅れておりますので、どうしても充て職となると、女性が入りにくくなる傾向にあります。これまで充て職というのは割合聖域視されてきたのではないかと思いますけれども、そこにメスを入れて目的を達成する必要があるのではないかと思いますので、その辺をどう考えておられるか。

それからもう一つですが、今度男女共同参画週間ができる。それで、4月10日から1週間を、長いこと労働省所管で「女性週間」ということでやっていたわけですが、この4月10日というのは、もともと女性が参政権を初めて行使した日として、それから1週間やっていたんですが、今度労働省の方も男女雇用機会均等月間に主力を注ぐことになったので、当然内閣府でも労働省がやっていたようなことをこちらでおやりになると思うんですが、いろいろ法律的知識の普及ということだけでなく、広く政治や経済や社会、やはり女性参政権にちなんで出発したということを取り込んでいくべきではないかと思えます。このことは内閣府の方にも要請したことがあるんですが、ちょっと予算ができ上がった早々4月10日はなかなか無理じゃないかというようなこともちらりと聞いておりますので、あれを取り込んでやっていただきたい。

それから、男女共同参画週間のようなところは前もってこれからどういうテーマでどう取組みたいかということ、全国的な人たちが参加するので、1年先のテーマを、全国会議開催時のような時にアンケートでも取った方がいいのではないかと思いますので、質問や提案を申し上げます。以上です。

古橋会長 それでは、内閣府からどうぞ。

坂東局長 では、私の方からお答えいたします。大変貴重な御意見をありがとうございました。審議会につきましては、もともと昭和50年が2.4だったのが20.9へと、過去をみると大変な進歩だと思うのですが、これからの5年間で30%にするためにはおっしゃいますように充て職の部分がひとつターゲットになるのかなと思いました。

その後、兼職の部分については大きな課題だと思いますが、もう一つは今度の中央省庁の再編の中で今までの審議会がかなり整理淘汰されておりますので、今その実態の把握も含めて新たにこの審議会の女性委員の相談については戦略を練り直さなければいけないなと思っております。どうも本当に貴重な御意見をありがとうございました。

それから、男女共同参画週間につきましては確かに婦人週間を受けて、その精神を受け継ぐべく努力をいたしたいと思えます。特にこれからどういうテーマでやるのかにつきましては、1年先にアンケートをすとか、もう少し早目にそのテーマを設定するというのは是非やってみたいと思えます。今年の1月にこの局がスタートして4月に実施要綱を詰めてという中で、今年に関しては大変短い期間になっ

てしまいましたが、来年以降は十分今おっしゃった御意見を踏まえた上で前広にやっていきたいと思  
います。

古橋会長 ほかにどうぞ。

八木委員 1つはこの1の柱で先ほどの山口委員の発言とも関連しますけれども、審議会の女性委員  
の登用の促進に関して各省庁間の取組度合いの違いというんですか、全体では20.9%となっております  
が、省庁によってかなり違いがあるのではないかと。その辺りは多少審議会の性格にもよるとは思いますが、  
その辺についての状況がおわかりならば教えていただきたいのが1点です。

第2点は、5の柱の(4)のところの市町村における男女共同参画計画づくりのところですが、現  
在全国のどのくらいの市町村が計画を策定しているのかということが一点、また、計画策定はしたけれ  
どもそれだけだということはないとは思いますが、その後の計画の推進のチェックといいますか、こう  
いうことについてはどのようにお考えなのか、その辺りを御説明いただければと思います。

坂東局長 審議会の各省庁別の女性の委員の割合については半年ごとに公表しております。おっしゃ  
いますように非常に各省庁間でこぼこしております、ソフトな部分といいますか、生活に近いよう  
なテーマを扱っていただく審議会は女性の割合が高いですけれども、専門性が非常に高いところだと  
か、あるいは充て職の方の多い開発関係の審議会は女性が少ないという傾向がございます。

今後とも、先ほども申しましたように新しく審議会が再編された中でどうなっているのかということ  
をまた調べ直さなければいけないと思っております。

古橋会長 充て職の問題については、充て職のときには2人出すとか、推薦してこいというようなこ  
とを前に提言していることがあるんです。したがって、充て職の問題というのはこれからチェックして  
いかなければいけない問題だと思います。今度の省庁の再編によりまして、審議会が統合されまして数  
がすごく減ったですね。その審議会の下に部会とか調査会とかいろいろあるんですが、どこまでをチェ  
ックしていくかという問題もありますし、財政審議会などは下にいっぱい部会があって、その下に更に  
また何とか会があるんですね。だから、そこら辺のところをどういうふうに考えていくか。これからも  
う少し事務局で検討してもらわないといけないと思います。

網木総務課長 先ほどの地方の話でございますが、今年の分についてはまだ集計中ではございますが、  
これまでの実績をみますと、20%にも満たない状況でして、非常に低いと思われま。ただ、先ほど  
ちょっと御説明いたしました、今後地方自治体の計画策定を支援するために参考となる資料をつくり  
たいと考えております。つまり、ガイドライン的なものなのですが、まずそれを作成してお示しをして、  
そして市町村がある程度それを参考にさせていただいてつくっていく中で、まさにさっきおっしゃったよ  
うな形をつくったけれども、中が動いていないようなことについても適宜調査をしていく必要があると  
かんがえております。

坂東局長 理想論からいいますと、本来は地方分権ですから各自治体が独自におつくりになるべきで  
あって、ガイドラインなんてよけいなお世話かもしれませんが、一応参考にさせていただくということ  
でお示ししようかなと思っております。

古橋会長 その点で参考になるのは、各市町村における婦人団体が各市町村の役場の職員にアンケート  
調査をする、その結果でして、こういうものがあるけれどもあなたはどう思いますかとか、そういう  
ような質問をしました結果、やはり計画をつくらなくちゃいけないんじゃないかというような意識が盛  
り上がってきております。現実にそういう県を私も見てまいりましたけれども、計画策定の機運を起  
す取組ということも必要じゃないかと思えます。

佐藤委員、どうぞ。



佐藤委員 2つあるんですが、1つは「女性国家公務員の採用・登用等の促進」についてで、人事院から指針が出たということなんですが、この後、各省庁が各々計画を具体的につくるわけですね。それができた段階でその情報を提供していただければというお願いです。

坂東局長 是非それはフォローしなければいけないと思っております。

佐藤委員 それともう一つは、「国民的な広がりを持った広報・啓発活動の展開」に関してなんですが、この中でできれば男女共同参画社会についての研究の促進というのがすごく大事だと思うんです。これは国民全般について意識を啓発するということを含めて、先ほどの男女の固定的な役割分業みたいなものはなかなか変わらないというようなことについて、つまり男女共同参画社会形成にあたって何が阻害要因なのか、研究の促進というのは大事だと思うんですが、今、内閣府の政府広報室なんでしょうか。例えば、男女共同参画社会について世論調査をたくさんやっていますね。昔の世論調査室ですが、あの調査の例えば個票データを研究者へ公開すると若手研究者が研究をしていく上で大変役に立ちます。例えば、ジェンダー意識がどう変わってきたのかとか、データがないために研究できないことはたくさんあるんですね。ですから、日本の男女共同社会の在り方について研究しやすいようなデータを公開すると研究が促進され、結果として国民についての意識啓発になるということがあると思うんですが、あれは統計法にカバーされていないはずなので。

坂東局長 あれは指定統計じゃないんです。

佐藤委員 ですから、公開できるのではないか。それは検討していただきたいと思います。

古橋会長 これは前から佐藤委員が主張されていることで、この統計のところではもう一回議論をやるのかなと思っていましたんですけども、今からその点を担当の方に伝えておいてください。世論調査の方は内閣府ですから。

佐藤委員 多分、世論調査は統計じゃないという解釈だと思うんです。

坂東局長 統計の方は本当に家計調査ですとか、随分利用して研究をしていただいておりますけれども。

古橋会長 統計の概念じゃないという理解があるんですね。指定統計じゃないけれども統計なんですよ。

佐藤委員 統計調査じゃないというんです。

坂東局長 リサーチとサーベイとの違いぐらいなんでしょうね。

古橋会長 広岡委員、何かございますか。

広岡委員 およそ事業にはお金がついて回ると思うんですけども、ひとつお伺いしたいんですが、男女共同参画宣言都市というのがありますね。あれはどんな義務があって、またどんなメリットがあるのか。

網木総務課長 基本的にはその都市がメインで行いまして、それに対して我々は役人も含めて講師を派遣したり、情報を提供するために人を出向させる、あるいは幾つかのイベントについて若干補助をするという形でございまして、額的には確かに余り大したことはないです。

坂東局長 共同主催という名義貸しですね。

広岡委員 それにはどんな義務が発生するんでしょうか。市町村の方に義務はないんですか。

網木総務課長 市町村の方は、そもそも宣言都市として自分が宣言するためには、例えば一つの計画をつくっておかなければいけないとか、大体首長さんがそこに出てきて自分が宣言するわけですからそれなりの格好をつけておかななくちゃいけないわけですね。例えば、今回計画をつくりましたと。それから、婦人団体を全部集めての大きなイベントがあればそれと合わせて開くとか、過去1年間において男

女共同参画についてのこれまでの紹介できるような幾つかの実績を上げていますと、そういったものを携えてきてその会に臨むという形になります。ですから義務と言ったら変ですけども、我々が予算でそれを交付するときにはきちんと過去1年間それに見合う事業をしているなどということの資料を挙げさせまして、それをチェックをして、なるほどこれはそれにふさわしいと判断した場合に共催自治体として選定する、そういうシステムにしております。

古橋会長 これは議会で宣言するか、首長で宣言するかということで両方あると思うんですけども、いずれにせよ宣言をするということはある程度の方策をやっていないと宣言できませんから、推進する意味においてはいいことだと思えます。確かに、これは1つは政治的に女性票というものをあてにする、選挙というものを考えれば当然やることだと思えます。しかし、それを宣言しておいて本当にやっているかどうかということをチェックするのは各住民だと私は思います。

山口委員 しかし、過去の実績ですが、それで支援なさるでしょう。宣言してからが問題なんですよ。これはこれからひとつ評価の対象だと思います。

網木総務課長 さっき先生がおっしゃったように、去年までに37やっていますけれども、ただ、まだ全部取り上げてフォローしていくまでの数に至っていないこともありまして。

坂東局長 いろいろまた実例があったらお知らせください。

古橋会長 市は結構あるんだけど、町村ではまだ少ないんですね。実際町村でやるのは相当私は努力が要ると思います。さっきの中では町村が余り多くないんですけども、村ではなくてまだ町だけでしょう。村でやろうなどといったら大変なことなんですね。ただ、村でそれをやってくれるというのは大変私はいいいことだと思えます。みんながそういう意識になるということですね。要するに、首長がそういう意識になるということは役場の全体がそういう意識になるということですから、地方で男女共同参画を進めるときにこの宣言都市というのは非常に私は効果があると思っております。首長の意向によって全く変わりますから。

深尾委員 この宣言都市関連のことでございますけれども、内閣府のお墨付きがなくても宣言することもできるんだというようなことを聞いて、ある地方自治体がそれをやるんだとかというんですけども、そんなものはありますか。

坂東局長 御自分たちで私的にというのは妨げられない。ただ、御協力ができないということだと思います。

古橋会長 だけど、不当表示にならないようにしないとイケませんね。

深尾委員 2種類あるんじゃないですかね。

網木総務課長 過去、我々の方が事業が追いつかなくなってきたという事例が幾つかあるのは知っていますが、でもそれはやむを得なくてそうなったのであって、きっと国のあれは要らないからと言ってそうなったのではないと思うんですけども、できるだけそこはきちんと今後もフォローしていきたいと思っています。

松下委員 今、過去の実績で次の都市をとおっしゃいましたが、宣言都市に一度なると、もうそれはずっと宣言都市であり続けるのでしょうか。それとも、もし実績がないと何かそれを取り下げるとかというようなことがあるんですか。

網木総務課長 それは先ほど山口委員からもありましたけれども、きちんとフォローしていきたいと思えます。

坂東局長 これまでのところは年1回限りです。

古橋会長 だけど、だめだとなかなか言えないですよ。自分たちが宣言する訳ですからね。こちら

が承認とかするなら承認取消しということはありませんが、承認ではないんですね。

それでは、時間がまいりましたので私から一言だけ、公務員の採用・登用の促進につきまして人事院の指針が出たんですけれども、見ていただいてもわかりますが、ある程度目標をつくるというんですけれども、その目標について数値目標を私はつくるべきだということをかねがね言っております。それは、これはこれから行政の監視をしていくときにある程度の努力目標を設定するときには、数値で示さない限り決してうまくいかないという経験であります。審議会の女性の登用にしてもこういう数値をつくったから、あるいは行政相談委員について女性の割合を増やすというときにも数値目標をやったからそれである程度達成できたということございまして、数値目標をつくらぬ採用・登用の促進というのは私は全くだめだなと思っています。

ただ、国家公務員法の場合はこの差別というのは禁止されております。性別による差別というのは禁止されて、それを意図的に差別したときには1年以下の懲役あるいは3万円以下の罰金という刑罰があるわけです。したがって、この差別ということは起きないことになっているのでありますけれども、しかしそういう意図的な差別じゃなくて勤務評定の段階における評定の仕方、女性のご主人が働いているんだからいいだろうと言って勤務評定を下のクラスに付けるとか、あるいは採用のときに落とすということがあるものだから、私はやはりある程度数値目標、努力目標というものを各省でつくってもらいたい。それを各省でつくらせるために、内閣府がそれを各省ごとに調整するというのを是非今回やってほしいと思っています。

各省ごとに過去における経験とか、過去における実績とか、いろいろなことによって目標の違いが出てきますから、過去における情勢とか今後における見通しというものを含めて各省ごとにその数値目標をつくって、それを正統なものであるかどうかということについて内閣府の方で調整をしてもらいたい。これを従来から私はずっと言い続けてきて、やっと指針をつくるというところまで来たんですけれども、人事院は数値目標というところまではいけなかったが、内閣府にはがんばってほしい。積極的改善措置というのは国の責務です。この積極的改善措置の中においてクォーターシステムというようなものは国家公務員の場合は、逆差別の問題が生じるからできないかもしれないけれども、ゴールを決めてそれに従ってタイムテーブルをつくるということは努力目標ですから必要だと思っています。それは有効な手段であると思いますので、その点は是非内閣府でやってもらいたいと思います。

それでは、その次の問題で農林水産省から御説明をお願いいたします。

農林水産省 農林水産省経営局女性就農課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

お手元に資料を用意させていただいております。大体15分程度ということで御説明させていただきませんが、全体のナンバーで資料3となっておりますが、あとはこの色刷りのパンフレットを用意させていただいております。ございますでしょうか。

それでは、男女共同参画基本計画の4番目の柱に「農山漁村における男女共同参画の確立」ということで位置付けられております。まず初めに施策の中身でございますが、基本方向としましては5つの柱に分けております。

最初の柱でございますが、「あらゆる場における意識と行動の変革」という方向に位置付けております。と申しますのは、右の方にございますが、農山漁村というのは固定的な役割分担意識が非常に強い社会であるというようなこと、そういった中で上の方に「個」としての主体性の確保」という言葉がございますが、今でもやはり女だからとか、何々の家の嫁だからとかというようなことで、例えば私は齊藤京子ですけれども、京子さんとか齊藤さんという名前と呼ばれることの余りない社会であるというような中で、やはり自分は自分の生き方を農業をやりながら、あるいは農村に住みながら、あるいは農村に住

んでほかの仕事をしなると、自分の人生を自分で選んで実現していける社会を築くためには、まず個としての主体性の確保というのが大事ではないかと「固定的な役割分担意識の是正」特にその下にありますが、自分一人でなかなか古い言葉ですけれども出る杭は打たれるというようなところがまだありまして、そういった中で女性たちあるいは男性も巻き込んで社会的な機運を盛り上げていこう。その効果的な方法としまして昭和 63 年からやっておりますが、農山漁村女性の日というものを毎年 3 月 10 日に設定いたしまして、幅広いシンポジウムなどを中央でもやりますし、都道府県でもやるし、市町村でもやるというような形で広範な機運の情勢を図っております。

また、農林水産関係の統計につきましても、女性の働いている実態が明らかになるように組み替え集計なども適宜いたしまして実態を明らかにするよう努めております。また、今回初めて実施いたしましたが、農山漁村における男女共同参画の意識調査を男性、女性、パートナーでセットにしましてそれぞれの意識の違いを浮かび上がらせるような調査もやっております。

2 番目の柱としましては「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」ということで、まさに農山漁村で実際に農業に関わったり、あるいは実際に生活をしている女性たちの意見を幅広く地域づくりなり生産活動にも取り入れていったりということで目標を定めて進めております。具体的には後で申し上げますが、農業協同組合や漁業協同組合を中心に女性の正組合員、役員への登用を促進しております。

2 ページ目でございますが、そういったさまざまところで発言をするためにも、まず自分の勉強する機会を確保し、能力を高めていく必要があるということで、例えば女性農業者などの認定を進める中で、社会的に出やすい位置付けを設定しております。

3 番目としましては「女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備」ということですが、具体的には女性の経済的地位の向上を目的としております。家族農業経営で行われておることが多いわけでありまして、その中でやはり女性がどのように働いて、その結果が例えば報酬という形がどのようなものか。あるいは、何時から何時まで働いて休みはいつかというような就業条件、就業環境、そういったものを整えていく必要がある。具体的には家族経営協定というようなものを家族の中で今、申し上げました就業条件、報酬とか働き方あるいは生活面で例えば家事、育児はだれがする、介護はだれがするというようなことも含めまして経営面、生活面のルールをつくっていこうということの運動を進めておりまして、家族経営協定の普及推進というものをやっております。

次に「技術・経営管理能力の向上」ということで、たまたま結婚した相手が農家であったというようなことをきっかけに農林水産業に関わるという女性が多いので、基礎的な農業、水産、林業関係の技術、経営に関する技術、そういった知識を得られるような取組を進めております。

また「快適に働くための条件整備」ということで労働軽減、労働環境、例えば作業台とか、明かりとか、働きやすい環境を進めております。そのほか、その労働改善のための調査研究・技術開発も促進しております。

4 番目の柱ですけれども、女性が住みやすく活動しやすい環境づくりということで、中身としましては後でデータが出てきますが家事、育児に介護に農業というようなことで、女性が男性より 2 割以上労働時間が長くなっているというような調査もございます。そういった中で無理なく農林水産業に関わり、また社会的な活動ができるようにということで、例えばヘルパーシステムなどをいろいろな家事労働を外部化するとか、そういったものも進めていく必要があるということで取組んでおります。

また「住みやすく快適な生活環境の整備」ということで、農山漁村は高齢化も進んでおりまして、そういった中で生活優先の安全な暮らしができるような取組みを進めております。具体的には農村生活環境整備事業などで進めております。

その次ですけれども、地域にはさまざまな人が住んでおりますが、都市と農村あるいは女性たちの力を合わせましてネットワークをつくっていこうというようなことで取り組んでおります。

最後になりますけれども、農山漁村で「高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備」と、なぜ女性のところに高齢者がというお考えもあるかと思いますが、具体的には多世代で住んでいる場合、介護が女性の役割であるというかつての考え方がまだ残っております関係で、介護サービスは始まっておりますけれども、具体的な利用はそう進んでいないという実態もあります。また、そういった意味で高齢者が自立して活動できるようにすることが女性たちの介護労力も減らず、女性たちの過重労働を減らすという観点から高齢者対策というのは重要なのです。また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられるような年金の整備、そういったものも重要であるというふうに考えまして、柱に位置付けているところであります。

続きまして、A3の大きなフロー図をごらんいただきたいと思います。今、基本計画で申し上げておりますが、その実態のところを簡単に要約いたしますと一番左側になります、「男性優位、家中心の農村社会を若い女性は敬遠している」というアンケート調査なども出てきております。具体的には農林水産業の担い手として非常に重要である。これは最新のデータとしまして、就業人口の約6割を女性が占めている。また、農業経営にも積極的に関わっているという実態が浮かび上がっております。

しかし、それにもかかわらず「取り巻く状況」ということで低い社会参画という実態が出ております。ただし、その伸び率は大きくなっております。また一方で過重な労働、先ほど申し上げましたが、労働時間は男性の1.24倍というようなことになっております。また、経営における位置付けがあいまいということで、毎月決まった額の報酬を受け取る女性というのはまだ16.2%にとどまっている。ただ、その一方、「芽生えつつある女性の自立活動」ということで、各地で女性の起業活動が非常に盛んになっております。朝市などで一生懸命取り組んでおります。それで、その数も平成5年が1,255事例が12年には6,218ということが増えております。

ただ、内容としましては規模が零細という実態がございます。ただ、規模は零細でありますけれども、仕事おこしということで大きく経営を発展させるという目的を持っているグループ、女性たちもいますが、社会的に意義のある活動ができれば、その経営の大きさというのはそんなに気にしないというような女性たちもおります。

それで、真ん中をごらんいただきますと、そういう状況の中で2つの重要な基本法を平成11年に制定いただくことができました。その2つの基本法を受けまして、平成11年の11月に農山漁村男女共同参画推進指針というものを通知いたしました。この中身は大きく3つに分かれておりますが、1つは女性たち、地域の人たちみんなが取り組むという柱ですが、、ということで女性の声が届く村づくりということで計画参画目標を定めまして、その目標に向けて取り組んでいこうというような中身になっております。また、2番目が「女性の能力開発と農業経営に参画し、いきいきと働ける環境の整備」ということで、家族経営協定などによって経営者であるという女性の位置付けを明確にしつつ、過重労働の軽減を図っていこうということでもあります。

更にこの指針の大きなポイントとしまして3番目でございますが、これは男女共同参画に非常に熱心に取り組もうとしている市町村あるいは農協などが補助事業などの提案をしてきた場合に、例えば産地規模などが同じであれば男女共同参画に熱心に取り組もうとしている自治体なり農協の方を配慮して採択しよう。逆に言えば、積極的な改善措置ということで優先採択しようというような取組を位置付けております。これによりまして、具体的には女性たち自らが取り組むことに合わせまして市町村なり、そういった農協などのトップの方々が非常に男女共同参画に熱心に取り組んでいただければ、またその事

業採択に結び付くという、若干そういう積極的な措置をプッシュするという意味で設けております。「女性の声のとどく村づくり」「女性による新規事業の開拓」「女性がいきいきと働ける新しい家族経営」ということが実現できるように今、施策を進めているところであります。

それにつきまして、具体的にはパンフレットに掲載しておりますが、まず最初に「活躍しています。」というところがございますが、このパンフレットはちょっと古くなっておりまして、最新のデータをコピーの方で入れております。先ほどの就業人口の下に農業委員の女性の数がございますが、平成9年に451人でありましたのが人数的には倍の960人ということで増えております。それで、パーセントとしましてはごくわずかですが、加速度的に取組というのは進んでおります。また、農協につきましても昨年のJA大会の中で正組合員が最新のデータですと2枚目でございますように13.76%ですけれども、この倍の25%を目標に取り組もうというスローガンを掲げております。また、役員も合併農協の場合には理事を2人以上にするというようなことで取り組んでおりまして、各団体の方も目標をしっかり掲げて取り組んでおります。

また、ちなみに経営構造対策というハードとソフト事業を用意しておりますが、そういったものをするためには前提として市町村がマスタープランというものをつくらないといけないことになっておりまして、そのマスタープランの中に農業関係の審議会における女性の委員の割合とか、あるいは女性の仕事興しの数、そういったものを入れてくださいというような指導をしております。

続きまして、右の方に起業ということで先ほど申し上げましたが、金額的には少ないところ、300万円というのが3分の2を占めておりますが、こういった形で食品加工から販売・流通、都市との交流など、さまざまな分野で女性たちが起業活動に取り組んでおります。

その次が「頑張っています」ということで、「いきいきと働くことのできる家族農業経営をめざして」ということで、先ほど簡単に御紹介いたしました、家族経営協定を結んで経営を発展させようという趣旨でございます。その中身が農業経営の充実と発展ということで、方針決定なり収益の配分なりというようなこと、2番目に、ゆとりと展望のある暮らし。こういったようなことをそれぞれの農家が定めて市町村長などの立ち会いの下に調印式をやっている、そういった形で進んできております。現在、調査によりますと1万7,000戸の家族経営協定が結ばれております。

古橋会長 今、世帯数は幾つありますか。

農林水産省 全体は農家数は320万戸ぐらいございます。ただ、この1万7,000の前のデータでございますが、1万2,000、1万4,000、1万7,000と増えておりますが、その前のデータのうちの10分の1抽出で家族経営協定を結んでいる農家の実態を調査しましたら、8割の農家で青色申告をやっているというようなことでありますので、専門的な農家であればかなりこの家族経営協定に取り組み始めているということが言えるかと思えます。

続きまして「農作業労働ピーク軽減のための仕組みづくり」ということで、酪農の方では酪農ヘルパーというものをつくって、酪農家はデイリーで仕事がありますので全然外に行けないということが悩みであったわけですが、ヘルパーによって長期の休暇も取れるようになったという実態があります。

最後に「つながっています。」ということで「農山漁村女性の日」、この右にあります全国の女性の8団体がともに山の上から海に至るまで手をつないで男女共同参画を進めていこうということで、今回14回目の農山漁村女性の日ではパネリストに男性の方も半分入りまして男女共同参画について話し合っていました。

用意しましたのは以上でございます。

古橋会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に質問をどうぞ。

山谷委員 平成 11 年 11 月 1 日に出たこの新たな措置というものに関して、その政策論として政策の実効性を高める手段としてはかなり有望な手段だと思って関心を持ってずっと見ていたんですが、さてその具体の中身を教えていただきたいんです。つまり、どの程度の補助金やら何やら、事業とか採択されたりしたのか。それから、そのやった効果はどういうふうに出ているかどうか。この 2 点についてお願いします。

農林水産省 11 年に通知いたしまして、実際には 12 年度からの取組になります。ですからちょうど 1 年終わったというところですけども、現在こういった補助事業などの採択が中央省庁では農林水産省の本省ではなくて各地方の農政局が事業の採択をすることになっております。それで、農林水産省ですと 7 つの農政局プラス北海道ということでありますが、その 7 つの農政局の中で事業採択のための委員会をつくっております。それで、例えばこの農山漁村の男女共同参画推進指針を受けた取組にどういう優先順位をつけていこうか、どういう指標でやっていこうかというようなことで農政局の中で議論しまして、その体制づくりをして、それに基づいて 12 年度取り組み始めたところでして、我が方もまだ結果を正確につかんでいるところではありません。ようやくそういう体制ができて、採択なりにどのようにこれを生かしているかというのを現在把握する段階でございます。

山谷委員 その事業採択のための委員会のメンバーはどういう方々なんですか。

農林水産省 農政局にもよりますけれども、部がございます。部の方もまた今回の省庁再編で変わりましたけれども、例えば生産経営部といったものか、計画部とか、統計部とか、それぞれの各部の部長、あとは企画調整部というのがありまして全体の調整をするところがありますので、そういった部長さん方がメンバーになっているところが多いかと思えます。

山口委員 これは数字で言いますと、具体的には女性農業者経営参画支援事業という名称ですか。

農林水産省 はい。13 年度の新規事業でそういう名称の事業も立ち上げております。

山口委員 それは大体 1 億円ぐらいですか。今、先生が聞かれたこの部分は。

農林水産省 私どもは女性対策関係の予算を持っておりまして、今の女性農業者経営参画支援事業というものは平成 13 年からの新規で先生がおっしゃいますように 1 億円でございますが、これは本当に農業経営の基礎の勉強とか、技術の基礎の勉強、合わせまして出産、育児期の女性の働き方と農業との両立ができるような母体保護の知識とか、そういったようなことを内容にしておりますが、今、目標をつくって取り組んでいきたいと思いますという事業は別にございまして……。

山口委員 どれに相当するんですか。

農林水産省 事業名としましては農業農村男女共同参画推進事業という事業を 1 億 4,300 万ということで各県市町村が実施できるようになっております。

山口委員 この のところでどのくらい予算を組んでいるのですか。

農林水産省 この の予算は農林水産省の、例えば前ですと構造改善局とか、今は農村振興局になりましたが、はっきり言いまして農林水産省の中の事業を進めるに当たってこういう考え方で進めましようということですので、金額を積み重ねてはおりませんが、省全体というような位置付けです。ただ、直接消費者だけを相手にする事業とか、あるいは防災とか災害とか、そういったものは除かれますけれども、基本的には全体をというようなことです。

山口委員 どうもありがとうございました。

古橋会長 それでは、広岡委員お願いします。

広岡委員 実は、私の娘が東京生まれ東京育ちなのに今、農業を山形でやっておりまして、それでこの委員に並々ならぬ関心がございます。ちょっとお伺いしたいんですけども、そんなに見聞が広いわ

けではなくて娘とかその他の狭い経験からの感想ですので、そういうのが正しいのかどうか。それからまた、申し上げることについて何か具体的な政策があればそれを教えてください。

娘は農業を始めまして、山形の人たちに大歓迎してもらいました。大歓迎してもらうんですが、その次に出てくる言葉が、お嫁入りの口ならば幾らでもあるからおいでという、そんな言葉なんですね。どうしても農家は家族で農業を営むという意識が大変強いような感じがします。それで、娘はそうじゃないんだけどなと言って笑うんですが、独身の女性たちの新規就農を促すということがかなり重要なことなんじゃないかと思うんです。それで、娘に聞いていると女性で農業をやりたいという人が割と多い。だけど、いざ入ろうとするとお嫁に行くというのでは、これはかなわぬというので、結婚せずに農業ができる方法はないものかと、そういうことは言っているんです。

それから、農業委員はどうも聞くところによるとかなりでこぼこしていて、鹿児島は80人なんですかね。全国2位です。ところが、石川県などは相変わらず1人みたいなことで随分落差があるように聞いているんです。それはその年その年の地域の特性だと思いますが、こういう農業委員の数を増やすといったようなことで特段の手段をとっておられるのかどうか。

それからもう一つ、宮崎で見聞して感じたことなんですけれども、女性の仕事おこしで食品加工が多いですね。結構おいしいんです。ところが、商品開発のパッケージその他の面で言うといま一つかなと思うようなものもあります。商品開発力も一つあるんですけれども、もう一つ強く感じるのは営業の問題があると思うんです。女性のグループがこしらえて、その女性の方で営業にてきぱき回れる場合には随分伸びるような気がします。ところが、女の人はどうしても家族の問題とかでそうそう簡単に長期に家を空けて営業に全国を飛び回るなどということはなかなかできない。さりながら、会社などでもそうでしょうけれども、営業というのは会社の中でかなり大きな発言力があり、力を持つわけですし、例えば女性が仕事おこしをした場合に営業を農協の男性に頼っていると、役場の男性たちに頼っているとということだとなかなか女性の経済的な力はつかないと思うんですが、そんなようなことでもし何か手立てがございましたらお教えください。

農林水産省 とても貴重な御質問、御意見をいただきました。まず、独身女性が新規就農できる環境をつくっていくというのは非常に重要だと私も思っております。私自身も園芸学部を出て農業をやろうとしても農家に嫁ぐしか手段がないという時代で、今も大分変わっておりますが、まだ地元側はそういう目で見るのがほとんどです。ただ、私ども今、女性就農課ということで新規就農を促進する課でもありまして、女性たちも就農しやすいような資金とか情報とかというようなことを施策として用意しております。ただ、まだまだ数はすごく少なくて、受入れ側の市町村なり、受け入れ側の農業委員とか、指導農業士とか、あるいは普及センターとか、そういったところでかなり受入れ体制を整えていただいているところは独身女性でも農業をやっている。そうでないと、なかなか見る目が旧態依然のままである。

2番目ですけれども、農業委員の数に非常に落差がありますが、例えば多いところは1人じゃだめだ、2人ということで既に農業委員になった方々が自治体の長などに要請活動をしております。女性の市町村議員とか農業委員とか農協の役員とか、みんなの名前を連ねて農業委員の選挙のある自治体の長のところに要請などをやって長野などはかなり増えております。私どもも、まず選挙で選ばれる部分の農業委員についてはこちらで女性をとすることは決して言えませんが、学識委員というのがございまして、まずはそこに女性をとというようなことは、そういうことで県なり委員会なりを指導しております。

広岡委員 大変ありがとうございます。

農林水産省 あとは起業ですけれども、例えば女性グループの企業活動などで非常にすばらしい活動



をやっているところもありまして、1億円以上の売上げを上げていて女性たちの口コミから非常に伸びている企業もございます。先生がおっしゃいますように、やはり女性自らが営業活動をする商品の本物のところがわかって推進できると思うんですが、今までのところ販売圏というのが地元偏っております。今後としては、もうちょっと広域の販売力をつけていけないと考えております。

野中委員 先ほどの大きいパンフレットによりますと、下から2つ目の「経営における位置づけが曖昧」というところで、毎月決まった額の報酬を受ける女性が16.2%と書いてありますけれども、これは報酬をもらう人中で16.2%なんですか。それで、これは幾らくらいなんですか。平均幾らくらいが手元に入るのか。

それから、零細企業で働いている女性は自分の名義できちんと収入は確保できているのでしょうか。それとも、夫の収入になってしまうのか。そういう細かいことは調べていらっしゃるのでしょうか。

農林水産省 この調査は、こういった項目で聞いた人が3,000人のうちの16.2%という数字でございます。金額的には調査しておりません。

野中委員 それからもう一つ、相続のときなどいつでも女性が不利なんです。寄与分とか、どのくらい働いたかというので収入が大体夫の収入になっていたり、おじいさんたちの収入になっているので、本人がどのくらい働いていたかというのが相続の場合でも出てこない、わからないというのが多くて、大分女性が苦しんでいる問題や、それから農地を取得するときの条件がきつくて女性はなかなか農地を取得できない。夫名義のものから自分の名義になるまで大変な苦勞をしているようなことがあります。そういうことの苦情などはいかがでしょう。

農林水産省 御参考になるものとして、この資料のクエスチョンの5に、例えば「私は夫のパートナーとして今まで頑張ってきたと思います。今までの寄与分として夫から家以外の財産を分けてもらうことはできますか」というようなことも少し載せておりますが、基本的には自らの名義の所得でないと贈与になるわけですし、毎年これですと60万というようなことになっておりますが、私どもとしましては基本的には家族経営協定などで青色申告をして自らの名義の収入を得て、それをきちんと例えば農協の口座にもわかるようにして、対外的にもわかるようにしていくというようなことが大事であると思っております。まず自分の名義で自分の収入を得るということが基本でありますけれども、そういうことをしていなくても、あとは養子縁組をきちんとするか、そういった法的な手段ですね。

あとは、農地を取得する場合もまず自分の名義の収入がないとどうやって買うのかということになりますので。ただ、全く農家以外ですと一応農地法上は50アールを一遍に取得というんでしょうか、経営ができるようにしないといけないんですね。借りても結構なんです。ただ夫婦とか農家であればその50アールというのはかかっておりませんので、1アールからでも自分名義の農地を取得することはできます。

野中委員 初めて今から農業を夫婦でやろうとしても、やはりある程度の……。

農林水産省 初めてやる場合はある程度の規模がないとそれで農業を営めないということで、基本的には原則が50アールで、それより低くても地域によっては大丈夫というふうになっております。

野中委員 今、退職してから農家に住もうというのが大分ありますね。

農林水産省 そうですね。定年帰農ということでかなり関心をいただいております。

野中委員 そういう制度も緩和されるということはないですね。やはりある程度持たないとだめなんですね。

農林水産省 自分名義のものはそうですね。

古橋会長 八木委員、どうぞ。

八木委員 私は農山漁村の男女共同参画社会の形成という点では、一番大事なのはお話がありましたけれども家族経営協定だと思うんです。普通の同好会でも規約があって、年に1回ぐらい総会をして会費を出して会員がだれか、もめごとがあったらどういうふうにそれを処理をするかというようなことが決まっているのに、家族農業経営の場合にはそういう規約が全くなくて、慣習とか固定概念とか、あるいは家族の中だけで運営をするということです。実際には女性は相当貢献しているはずなのに、16.2%くらいしか労働報酬も受けていないということがあるんだろうと思うんですけれども、やはりこの役割の適正評価、そのためのルールづくりというのは非常に大事だと思うんです。

しかし、その割にまだ1万7,000というのは少ないというような気がしまして、推進していくときにいろいろ御苦労があるんだろうと思いますし、地域によっても大分ばらつきがあるんだろうと思うんですけれども、その辺りで苦労話がありましたらお聞かせいただければと思います。

農林水産省 苦労というか、家族経営協定に取り組むとこんなに経営が改善したとか、女性たちも非常に働いた結果が見えるよう、実際のよかったことをほかに伝えていくというのが基本的なスタンスだと思っております。また、県によっては家族経営協定についても目標を掲げて取り組もうとしている県もございまして、そういった取り組みを国としても応援していきたいと考えております。

古橋会長 最後に私が農村の女性について提言したいことが2つあります。

1つは今、言われたような家族経営協定という問題です。この指針によって、農業委員とか農協の役割について各県の段階において目標をつくらせました。しかし、まず第1にはその目標を公表して自分が遅れているのか遅れていないのかをわからせる必要がある。国としてどこら辺まで、それを補助金をやるときの基準にしていましたか。達成状況はある程度勘案するということになっているけれども、しかしそれと同じように家族経営協定というものの数値目標をやはり各県ごとに私はつくらせるということが必要なんじゃないか。現状において今1万4,000円という話を初めて伺ったんですけれども、これをどのように増やしていくか。その目標値を農業委員会なり県の農業会議所につくらせる。そうすれば、経営の方針を夫婦で共同で行い、収支の配分についても女性が受けるし、将来経営移譲をするときにも夫婦の合意が必要だというふうなことをちゃんと文書で交わされるわけですから、あらゆる点がすべて解決されるんじゃないか。

したがって、この家族経営協定をどうやって具体的にしていくかという方策として、このゴール・アンド・タイムテーブル方式というものが適用できるのかできないのか。そして、そのために今は農業者年金基金を受給できる。1ヘクタール以上持っていないとちゃいけないとか、そういうことがありますけれども、家族経営協定を結ばなければ農業者年金基金を女性は受けられない。それ以外に農業者年金基金じゃなくても1ヘクタール持たなくても家族経営協定を結べば利益があるよ、あるいは利益を受けるべき補助金が受けられないというようなシステムをつくっていくということが私は必要なんじゃないかと思うんです。それが、農村において私どもが監視をしていくときに非常に重要な一つの要素で、1万4,000円をどうやって増やしていくか。

それによって随分私は解決するんじゃないか。そのために、今おっしゃったように家族経営協定を結んだところでのいい事例、奥さんがお金が自分のところに入るのでますます一生懸命働くことによって旦那さんもそのうちに、ああよかったというふうに思う事例をやるとか、しかし家族経営協定を結ぶまでに大変だから今まで持っている町村におけるハードのいろいろなものをいっぱいつくりましたよね。会議場とか、そういうところでできるだけ講座を開いて夫婦で一緒に来て酒を飲みながら家族経営協定について話し合いをする。農村では1対1は絶対できないんです。夫婦の間で話し合いはできませんから、大勢の中で夫婦で議論をさせるというような雰囲気はどうやってつくっていくか。そういうことが

私は家族経営協定で前から農村を回って常に感じたことですが、それをひとつやっていただきたい。

第2番目が前から申し上げておる農業経営における生産法人化、法人化です。これによって農村女性における勤務条件というものが合理化できるのかできないのか。したがって、現在における農業生産法人の女性の勤務の状態がどうなっているかという実態調査を前からしてほしい、してほしいと言っていたんですが、農林省でおやりにならないならばどこかで委託でもして、内閣府で金があるならば委託でもしてそれを調べていただくということは非常に私は今これからいいことじゃないかなと。したがって、この2つが私は農村におけるキーポイントではないかという気がいたします。

先ほどの就労の問題で最近私が聞いた話では、最近みんないろいろものを飼いますよね。爬虫類とか亀とか、そのえさをつくるのを大学の女性がやりたいと言って農業会議所へどうしたらいいですかと来たという話を聞いているんです。非常に知識のある女性が農業をやりたい、土地で虫をつくりたいと。全国農業会議所なりいろいろなところで今、就労の指導をしていますし、相談も受けています。そういうところに女性の講座というのを特別に設けるといようなことをひとつ是非やっていただけないだろうか。私は土曜、日曜に全国農業会議所でそういう話を聞きに行ったことがあるんですけども、結構来ているんです。しかし、なかなか受入れ体制ができていないので、その受入れのところでは難しいので、そこのところの実態を調査して進めていただきたいと思いますのでお願いしておきます。

桜井委員 これは農林水産省の方だけではないんですけども、私は今回こういう政策の説明をされる際に、右側に予算額が記載されているのかと思っていました。予算額が入っていると、政策に幾ら使って、それが総額で農林水産省としては女性の男女共同参画の政策予算としてこれだけ取っているということがはっきりわかると思うのです。各省そういったものが出れば省ごとに予算額の大きい小さいが出て、また男女共同参画関係予算が全体予算の何%ぐらいになるのかというのが出てくるかなと思っていました。

古橋会長 それは出してもらった方がいいですかね。予算を説明するときにはこれに基づいて出してくるんでしょう。

事務局 後ほどまたスケジュールを御説明いたしますが、この一通りのヒアリングを踏まえて秋以降どういう形で監視をやっていくのかということについて今、先生の御指摘のような資料をどういった形で出させていただいて、それをこの場に御提供するのか、検討させていただきたいと思います。

桜井委員 やはり予算の多寡によって影響力は大分違ってくると思いますし、それからそのコストパフォーマンスということもこれから考えていかなければならないので、是非お願いしたいなと思いました。

農林水産省 恐縮ですけれども、会長の御指摘で今の状況を御紹介いたしますと、農林水産省としましては政策評価を政策分野ごとにやろうということで、農山漁村女性の地位の向上のためには女性の社会参画と農業経営の参画の促進というテーマの下に目標を16年度に置きまして、その中身が先ほど申しました農業関係の審議会における女性の登用割合というものと農業関係の女性の企業の数ですね。その2つを位置付けております。また、各県においてもこういった審議会の女性の割合なり企業なりに加えまして、家族経営協定の数などを目標に掲げている県もございます。

例えばこれは宮城県ですけれども、今、家族経営協定が878ですが、平成17年には1,326、平成22年には1,775と目標を設定しております。うちの方も一律こういうふうに県にしなさいとはなかなか、地方分権ではありますので、各県ごとに家族経営協定の目標値を掲げて取り組んでいるところがございます。

それで、2点目の農業法人のことですけれども、食糧農業農村基本法に基づく基本計画で女性の参画

の促進の中に法人化の促進というのをに入れてあります。ですから今、大臣からも農業法人というものは非常に女性の働く状況を改善するのに貢献するものではないかという御指摘をいただいておりますので、力を入れて参りたいと思っております。

古橋会長 実態調査をしていただいて、家族経営協定を結ぶと実態的に勤務条件がどうなるのか、その違いを具体的に示さないといけないんです。だから、実態調査を早くしていただければいいと思います。ありがとうございました。

それから、家族経営協定の資料をもう少しいただけませんか。

農林水産省 それでは、用意してまたお持ちいたします。

古橋会長 これからいろいろやっていくときに、要するに数値目標にするということが世の中を変えていくときに一番必要だと思うのです。それ以外では幾らでも逃げられますから。

どうもありがとうございました。では、時間の都合もございますので両省からのヒアリングは以上とさせていただきます。内閣府と農林水産省におかれましては大変ありがとうございました。

では、次に議事次第の4の女性関連施設における相談事業の概況について桜井委員に御説明をお願いいたします。桜井委員におかれましては15分程度で御報告をいただきまして、その後15分程度質疑の時間を取りたいと思います。いろいろとお忙しい中を今回のために御準備をいただきまして桜井委員、ありがとうございました。それでは、よろしくお願いいいたします。

桜井委員 それでは、御説明させていただきます。まず「女性関連施設における相談事業」ということで、この報告書に沿って簡単に御説明します。これは一番最初の紙に書いてありますように、女性関連施設に関する総合調査、情報相談事業に関する調査ということで、全国女性会館協議会が文部省の委嘱を受けてこの3月に報告書として出したものです。

これまでの調査の経緯といたしましては「女性関連施設に関する総合調査：施設と事業の概要」というのを1年目に出しました。それから「学習・研修事業に関する調査」といったことをしまして、そして2000年度、平成12年度は「情報・相談事業に関する調査」というものをいたしました。この調査対象は全国の女性関連施設、これは女性センター、婦人会館、男女共同参画センター等と呼ばれているところですが、258施設を対象にしたアンケート調査です。有効回答が214ありました。それで、調査結果を簡単に御説明しますと、相談事業に関してのみまとめしております。右側にページと書いてありますのは、この報告書に対応するページを指しております。そこにはもう少し詳しく書いてございますので後ほどごらんください。

全国の女性関連施設と言いますが、呼び慣れているので女性センターと呼ばせてもらいますが、そのうち相談事業を実施しているのが71.0%、約7割が相談事業をやっている。相談の方法としては電話相談が86%、面接相談が88.2%、これが主流ですが、インターネット相談も2施設で実施しているということがわかりました。これらは22ページ、27ページをごらんいただきますともう少し詳しく出ております。

それから、女性センターがどういう看板を掲げて相談を行っているかということですが、女性のための総合相談あるいは女性の生き方相談など一般的な相談のほか、例えば法律相談ですとか健康相談、就業相談など、分野を特定しての専門相談を実施しているところも数多くあります。中には苦情相談、人権相談、行政相談の看板を掲げている女性センターもございます。これらはこの資料の方の83ページをお開けいただきますと、どういう相談をやっていますかという問いに回答をしてくださった女性センターの回答を、細かい字ですけれども一応北から一覧で全部載せております。これらをまとめたものが今、御報告したものです。

それから、そのほかに期限を限定して特定のテーマで、例えば1週間とか2週間とかの期間を設けて特別相談というのでも34施設で去年は実施しておりました。テーマはメンタルヘルス、労働相談、法律相談、結婚、離婚、男性相談など、多岐にわたっておりました。

それから相談内容ですが、女性センターに寄せられる相談内容としては生き方一般に関する相談、女性への暴力に関する相談、育児・子育てに関連するもの、それから仕事に関わる相談、こういったものが80%以上となっておりますが、中には法律相談、経済的なもの、人権、外国人女性に関する相談も多く寄せられています。

それから、男性からの相談を受けている施設は56.6%、ほかには行政の一般相談窓口やメンズリブなど、民間の男性相談機関に紹介しています。つまり、56.6%は自分のところで受けていますが、そのほかの相談についても、10%ほどは行政の一般相談窓口とかメンズリブなど、民間の男性相談機関を御紹介しております。

それからDV関連で夫・恋人から女性への暴力、これに関する相談ですが、女性への暴力に関する相談が寄せられている施設は62.6%、それから10.7%は他の機関を相談、自分のところではやっておりませんがと言って他の機関を紹介している。これが47ページに詳しく書いてございます。それから、女性への暴力に関する相談は福祉事務所、婦人相談所、家庭裁判所、シェルター、警察等、数多くの機関と連携協力をとりながら実施しております。ここの報告書の52ページにこういった機関と連携しているかが詳しく出ております。

それから、相談ニーズを受けて女性センターですから啓発誌を発行したり、関連のセミナーとか展示を実施したり、関連機関の担当者への研修なども合わせてその女性センターの中で行うということをやっております。それがこちらの女性関連施設に関する総合調査の相談事業に関する概要です。

次に、私ども横浜市女性協会の相談事業について簡単に御説明したいと思います。これは次のA3判の大きいものを見ていただきたいと思いますが、横浜女性フォーラムの相談室は6人の相談員と1人のコーディネーターがおりましてこれだけの相談をやっております。毎日電話相談、それから面接相談を受けております。それから、更にもう一つの相談事業ということで、当事者が集まっている自助グループへの支援ということもかなり行うようになりました。

まず左側の下ですが、「まず、電話相談のご利用を」ということで、これは市民の皆さんに提供するパンフレットを持ってきたわけですが、まず電話相談をお受けして、そこから面接相談につなげた方がいいものに関して面接相談をお受けするというようにしています。電話相談は私どもの相談員が受けます。それで、面接相談も相談員が受けますが、専門相談ということで弁護士、精神科医、産婦人科医といった専門家と同席しての専門相談お受けすることもあります。そういった相談件数が年間で言いますと右の方のページの真ん中の列の上の方ですが、2000年度相談件数で電話が4,329件、面接が1,022件となっております。6人の相談員が毎日フル稼働でやっているんですが、面接などは1か月あるいは1か月半先まで入らないという状態で、もちろんドメスティックバイオレンスなど、緊急の対応を要する場合はそこに無理に入れますけれども、やはり大変な相談の数であるなと思います。

それから、受けきれない電話が3万何千件ある。これはそういうのをカウントする機械がありませんのでカウントしてはおりますけれども、やはり相談というニーズが大変多くなってきていると思います。

それから、女性に対する暴力相談ということで特に火曜日の午後、電話相談を特別に受けることにしました。なぜこういった別枠でこの日はこういう電話相談を受けますというお知らせをしているかといいますと、暴力に関する相談というのは非常に時間がかかるんです。1人が電話を受けていて、もう一人がその後その人をどういうふうにしたらいいのか、もう待ったなしで来てしまって逃げたいという方

もいらっしゃいますので、その場合のシェルターの手配をしたり、警察と連携をとったり、複数で当たらないとなかなかケースワークまでいかない。女性センターに来る相談というのはカウンセリングなど心理的なものだけではなくケースワークといいますが、実際に動かなければならないものもかなりありますので、その一番典型的なものが女性に対する暴力の相談であります。ですから、この暴力に対する電話相談のときには複数配置ということで、ここに書かれるような人的な配置をとっております。それがその下に書いてありますように 2000 年度の暴力の相談件数が 1,741 件ということで、これは電話と面接と一緒に入っていますが、全相談件数の 32.5% で第 1 位になってしまっております。

それから、先ほど言いました自助グループ支援ということでもう一つの相談として位置づけています。相談員と一対一でずっと相談を継続して続けるというよりも、当事者のグループに入っていた方がその方にとってはニーズに合っているというケースも随分ありますので、これをもう一つの相談という形で位置づけております。

それから、こういった相談から見えてきたニーズを講座として展開しております。右側にありますが、「自分でつかもう 夫婦関係・離婚をめぐる法律知識」、それからもう少し下に「自分でつかもう、からだの知識 子宮筋腫～見つけよう、私にできること」ということで体の相談のニーズから出てきたテーマを講座として展開するという事です。

それからもう一つ下がドメスティックバイオレンスの被害者、支援者のためのアサーティブネスということで、コミュニケーションワークショップになっているんですけども、こういったことも相談ニーズからやっております。

こういった相談を、横浜市女性協会ができましたから 14 年間ずっとやっていたんですが、この 3 月に条例ができました。横浜市男女共同参画推進条例ということで、お手元に裏表の紙をお配りしていると思います。その下のノンブルで言いますと 17 ページの第 10 条に苦情処理といいますが、男女共同参画の条例の中に位置付けられた相談ができました。それで「10 条 相談の申出」ということでちょっと読ませていただきます。

「性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民（この項において、事業者の市内に存する事務所又は事業所の構成員を含み、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」と書いてございます。これは在住在勤を OK とするという事と、それから 15 歳未満の場合、中学生未満の場合には児童福祉の方で受けますので、ここの対象からは外しましたということです。「は、その旨を市長に申し出ることができる。」「2. 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これを適切かつ迅速に対応するものとする。3. 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。4. 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。5. 前各項に定めるもののほか、申出に関する手続等必要な事項は、規則で定める。」

それから次に「第 11 条男女共同参画推進拠点施設」ということで、「市は、横浜女性フォーラム（横浜市女性フォーラム条例に基づき設置された施設をいう）を、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする」と、女性センターがこの男女共同参画推進の拠点施設として位置付けられたことと、それからこの 10 条には、ではこの申出をどこが受けるかというのは書いてございませんが、市の方で横浜市女性協会にこれを委託するという事になりました。それで、私どもの方でこれまで総合相談ということで女性たちの方からさまざまな相談を受けておりましたが、これに加えて条例の 10 条関係の相談が

スタートすることになりました。

この10条を読ませていただいておわかりと思いますが、前回御説明いただいた埼玉の例と大きく違うところは、埼玉の場合には第三者機関としてこの苦情処理センターを位置付けているんですが、横浜の場合は市長に申し出ることができて、市長が調査を行って、それからまた市長が要請指導を行うということで、それを私どものところに委託したという形で、私どものところは行政行為としてやっていくという位置付けのようになります。

こういった規則についてはまだ少し遅れている部分がございますが、7月1日から苦情処理センターとは呼んでいないんですが、一応男女共同参画相談センターという仮称でいこうと思っておりますが、スタートします。目下、規則の最終的な詰めを行っているということで、またできましたら皆さんに見ていただきたいと思っております。ですから、これまでドメスティックバイオレンスとか女性の生き方とか、そういう相談を年間5,000件ほど受けておりましたが、それにこの性別による差別等の相談ということで、男女共同参画条例関係の相談を受けるという形になっております。だれが受けるかといいますと、これまでずっと五千何件受けているものは私どもの相談員がやっておりますが、今度の条例の10条関係の相談については深尾先生のような専門相談員の方を5人委嘱しまして、その方たちにいろいろお受けいただくという形になります。

以上、雑駁ですが、御説明を終わらせていただきたいと思っております。

古橋会長 どうも大変ありがとうございました。ただいまの御報告に対しまして御質問、御意見等がございますればどうぞお願いいたします。

山口委員 私は東京都の女性問題協議会で答申をつくるようにということで答申をしたんですが、結局新しいオンブツのようなものは難しいと。それで、やはり最高権限がある人のところに工夫として持っていったんですが、それは知事なんです。やはり首長の考え方には相当左右されると思っております。

それで、今日は相談例のことが中心だったんですが、関連して言えば私は非常に横浜は工夫していると思えました。特に条例の11条なんですけれども、きちんと女性施設である横浜女性フォーラムがその取組を支援するための拠点施設とすると位置付けてあるんです。東京の場合には今、神田さんもいらっしゃるけれども、東京女性財団はそういう位置付けがなかったんです。これがあれば、今後は条例があるので幾ら首長が気に入らなくても、これはこれでできたので非常にすばらしい工夫だと思います。よもやそういうバックラッシュ的なものがくるとは思わない。要するに、東京都の場合は進んでいましてから、それが急きょ財政を理由としたカットになりましたから、そのときに歯止めができない。その意味で、私はこれはいいと。特に内閣の方でこれから自治体の自立を侵さないように参考となるものをつくるとおっしゃったときには、この辺は是非参考にさせていただきたい。地方の方たちが参考になると思いますが、重要だと思います。

古橋会長 条例の中に施設を入れちゃうということですね。

山口委員 ということですよ。明記する。

広岡委員 今、伺ってましたら、私も調査に参加したんですけれども……。

桜井委員 広岡さんと鹿嶋さんに、こちらの方の調査に御協力いただきました。

広岡委員 比較的女性に対する暴力とか、恐らく離婚とか、ああいう家庭、家族の問題、夫婦の問題は結構多いんだろうと思うんですけれども、そのほかに仮に苦情処理ということを考えて会社の中のセクハラ相談とか、そういうことも含まれてきますね。

それでお伺いしたいんですけれども、これだけのスタッフがいらして、これだけの大きな施設で予算もかけて人員も配備して、それで相談事業にずっと対応されてこられて、恐らくそれでもなおまだ不十

分だとか、まだこれが必要だとお感じになっていらっしゃることはあるんじゃないかと思うんです。それを考えると、大阪のドーンセンターとか、横浜の女性フォーラムは最先端で、一番ジェンダーの人についてはしっかりと苦情処理をし得る場所だと思うんです。それに引き換えて、例えば人権擁護委員の方とか行政相談委員の方とかが地域で相談されるということを考えると、恐らく天地の差が出てくるんじゃないかと思うんです。つまり、相当実情は人も必要だし、他機関との連携等も必要だし、専門的なカウンセリング等々の知識、あるいはお医者さんの知識とか、そういうものも必要だと思うんですけれども、現状からして実際に国が苦情処理をやっていく場合にはどんなことが必要だとお考えになりますか。

ちなみに私の感じでは、ジェンダーの視点できちんと苦情処理ができるということは今のところ本当に今、申した2つのセンターくらいなのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

桜井委員 ありがとうございます。今お配りしたこの大きなところの週間スケジュールを見ていただきますと、月曜日の午後がぽっかり4時間開いているのがおわかりかと思いますが、ここのところでスーパービジョンをやったり、カンファレンスをやったり、ジェンダーの視点といいますか、どのように相談を受けるかということで、毎週この時間を相談員が全員参加でやっているんです。こういったものがないと、おっしゃるように研修といいたほうがいいでしょうか、そういった相談を支える下の部分がないと、幾ら仕組みをちゃんと整えても上だけではうまくいかないんです。ですから、ここのところにすごく時間もお金もかかるんだということがやっていてよくわかりました。

それから、この報告書にも付録ということで123ページ以降に書いてございますが、今年の2月に国立婦人教育会館で女性関連施設職員のための相談実務研修というのを1泊2日でやりました。これは私も横浜市女性協会が企画をしてやったものなんです、ここでごらんいただくように女性センターにおける相談事業の基本ですとか、相談の実態ですとか、どこを丁寧にやらなければいけないかというのを女性センターのスタッフ向けにやったんですが、これはどなたにも受けていただきたい研修だと思います。特に女性からの苦情ですとか相談を受ける施設のスタッフの方には是非受けていただきたい基本中の基本をラインアップしたつもりです。それで、女性センターの相談員でもこういった研修をほとんど受けていない方が随分いらっしゃいまして、それは大変だろうなと思いました。

それで怖いのは、物を扱っているわけではありませんから、相談をして、その相談の対応によっては2次被害、3次被害を植え付けてしまうということがあります。ですから、こういった相談を支える仕組みといいますか、それが一番大事だと思っております。

広岡委員 私もこの調査に関わりまして非常に痛感したんですが、例えば人権擁護委員の方たちのところへいろいろなものがきますよね。そうすると、ケースカンファレンスとかスーパービジョンとかを受けられる人権擁護委員の方たちの間で、例えば県単位とか市単位ぐらいのところではなさっていないと、これはジェンダーの視点でなかなか相談を受けることはできないと思います。

野中委員 相談員の身分はどういう御身分ですか。

桜井委員 それも重要かと思えます。私どものところは全員正規の職員です。

野中委員 人権擁護委員の場合は全部ボランティアで無料奉仕です。そういうところで、どのくらい研修をするかといっても、もちろん年間何回かはやっていますが、全部仕事は別に持っていて無料奉仕でやっていて、そもそも条件がいろいろ違うと思うんです。職員でそれに携わっている人と、別に仕事を持ってボランティアでやっているという違いがあると思うんです。

古橋会長 そこは競争条件が生まれるような状況になっているんですかね。横浜市の人権擁護委員と相談専門員との間で何かお互いに意識していることはあるんですか。庶民は実情をよく知っているんで



しょうか。あっちに行くとあんなことを言うけれども、こっちに行くとこの程度よというのは。マーケットがうまくいっているのかどうかですか。

桜井委員 人権擁護委員の方との比較はないんですが、私どものところは横浜市女性協会に相談をなさる方と、シェルターなど民間機関に相談なさる方と、それから市の婦人相談員に相談なさる方と、それぞれ固まりでどういうふうな傾向があるだろうかという調査をやったことはございます。

野中委員 人権相談委員の方は、各市町村で選ばれても男性だけという市町村もあるわけですね。女性は3割やっとなるかならないかですから、市町村によっては女性も少なく男性だけとなると今、女性のためのホットラインというのができていますけれども、交換して男性が女性のことを受ける日もあるわけです。

佐藤委員 今のことに関わるんですけども、こちらの電話を受けられないのが1万何千件あってオーバーフローしているということなので、できればほかで処理できるものはそちらに回ってもらって、ここしかできないものという分担ができる方がいいと思うんです。もちろんかけた人はそこでやってもらいたいと思うと思うんですが、例えばセクハラなんかですと雇用均等室などもありますよね。かなりかける方は余りよく知らないでかけてきちゃうということもあるのではないのでしょうか。あるいは、セクハラであれば雇用均等室を勧めるとか、とにかく来たんだからそこですべて対応するという方針なのか。その辺はどういうふうになっていますか。

桜井委員 それはかなり振り分けています。私どものところにきて、そのあと均等室で受けていただくもの、シェルターを御紹介するものももちろんあります。ですから連携が大変重要で、連携というか、窓口でリファーできる知識と、そういうネットワークや力を持っているスタッフが必要です。しかしこれは一朝一夕には育たない。ですから、そう考えると人権擁護委員のところに来た時にどういうふうに対応をしていただけるかと…。

佐藤委員 そうすると、4,400のうちかなりこれは回している部分もあるわけですね。

桜井委員 もちろんそれはそうです。しかし回すといっても右から左に機械的に振分ける訳ではありません。インテークの力が必要なんですね。その連携の拠点としてうちが存在しているというような考え方の方がいいのではないかと考えております。

佐藤委員 そういう連携の拠点も必要なんじゃないかという気がします。

山口委員 この法律相談と、それから結婚・離婚などというのは身の上相談と法律相談の区別がなかなかしにくいですね。それで、全体的に法律相談ですよと言っても離婚や結婚の問題になると身の上相談的なところに行くのがありますね。総合的な相談をする人というのは相当なキャリアを積んだ方ですか。

桜井委員 私どものところは14年前からやっていますから、そこからずっとやっている人もいますし、新しく来た人には研修をかなりしまして、最初の半年から10か月ぐらいは相談に出さないんです。ですから、半年は使えない。ともかく研修期間として位置付けてしまう。

山口委員 法律相談なんかは弁護士に、とはっきりしていますけれども、例えば心の相談などは一定の資格、例えば心理学を勉強してカウンセリングの資格を持っている必要があるとか、ここは公的機関だというのははっきりしているわけですか。

桜井委員 いえ、そうでないです。

山口委員 やはりそういう相談に応じた人を養成するわけですか。

桜井委員 はい、養成していきます。

古橋会長 基本法を検討している時、オンブズパーソンをつくれつくれという要求が非常に強かった

んです。しかし、その後市町村においてこれだけ横浜とか大阪も出てきたし、福岡も出てきた。そういうものがある程度市の段階にできたが、町村部をどうするか。どういうふうはこのオンブズパーソンというものの役割分担を考えたらいいと思っておられますか。行政相談委員、人権擁護委員の役割や、女性たちは現状の相談体制をこれでよいとお考えでしょうか。オンブズパーソンをつくるかつくらないかという観点からみて、現在の体制は、どこに問題があるとお考えですか。

桜井委員 本当の意味で相談できるところが足りないというふうに思います。相談機関は市内にもたくさんあるんですけども、女性たちが納得するというか、安心して相談できるところが余り多くないのではないかと考えております。

古橋会長 だけど、それを相談委員に任せ、人権擁護委員に任せても安心してできるかどうかかわからないわけですね。だから、国として女性たちの要望にこたえるには何をしたらいいか。そのところを教えてほしいんです。

桜井委員 そういう相談を受ける方にそういう相談を受けるだけの知識とか経験ですとか、それからカウンセリングのイロハですか、そういったことをきちんと養成していくということなのではないか。ただ、委嘱して終わりではなくてフォローが必要なのではないかと思います。

古橋会長 それは資格をつくらなくちゃいけないですか。

桜井委員 資格がいいかどうか、ちょっと私には……。

坂東局長 資格というよりプロフェッショナルですね。篤志家がボランティアとしてやるよりはということ。

古橋会長 そもそもボランティアにこの手の相談業務は向かないという解釈でいいんですか。そうすると、人権擁護とか行政相談委員はボランティアで給与はほとんどなしで、時々ちょっとした謝金を出す程度ですけども、それでは限界があると考えた方がいいんでしょうか。そこら辺のところを皆さんで考えていただきたいと思います。

広岡委員 末端の神経細胞としてはいいと思うんです。ちゃんと組み上げてどこかへ連携していただければ。でも、直接そこで処理をしていくというのは無理だと思います。

古橋会長 だから、人権擁護委員とか行政相談委員は町村部や何かで急用があったときにそこを窓口として専門のところへつなぐという経過機関にするという方がいいですか。

野中委員 だから、ネットじゃなくてアンテナ的というような表現がされていますけれども、アンテナを張っておいて来た方を整理するというんですか、そちらにつなぐとかというような役目はできるんでしょうけれども。

古橋会長 まず最初は総合診断できる人ですね。でも、なかなかできないでしょうね。振り分けるには総合診断ができなくちゃ振り分けられないですよ。どういうふうにしたらいいか、そのところを皆さんに考えておいていただいて最終結論になるんです。実態で市や何かがどんどん進んでいるんだったら、そういう市や地方公共団体においてそういうことをどんどん進めてやってもらって、そしてその段階でできないもの、例えば国の施策を求めるものとか、そういうものがあつたらそれを吸い上げて男女共同参画会議でそれを詰めて議論する。それでいいんじゃないかなという気もしないではないんですけども。そして、既存の行政相談委員、人権擁護委員はさっき言ったようにそれで問題があるよと言つたらつなぐ仕事だけだと。

広岡委員 女性センターがあつても地方によつてもものすごく格差があると思うんです。きちんと相談とか、そういうものがジェンダーの視点で対応できるのは本当に限られていると思います。人口 100 万とか 200 万の都道府県ではちょっと対応し切れないところは多いんじゃないでしょうか。スーパービジ

ョンもケースカンファレンスも何もやっていないですね。

桜井委員 でも、仕組みをつくって養成していけば女性センターの相談員は早いです。

広岡委員 でも、現状では難しいです。

古橋会長 そうすると、やはり地方公共団体のところのそういうものをどんどんお願いして行って、苦情はそちらの方に行きなさいというふうに我々は言った方がいいですね。

広岡委員 どちらかと言えばそうじゃないかなという気がしますけれども、でも何かいいシステムがあるのかもしれないし。

古橋会長 そのところをよく皆さんの方に考えていただいて御議論を賜りたいと思います。

桜井委員 最後に、各地の自治体がつくりました条例をまとめました『女性施設ジャーナル』というのをつくりました。これは毎年1回私どもで出しているんですけども、古橋先生にも原稿を前回いただきましてありがとうございました。今回は男女共同参画条例をつくらした自治体の条例の全文を載せておりますので、こちらに置いておきます。

古橋会長 それでは、活発な御議論をありがとうございました。時間がまいりましたので、桜井委員の御説明に対する質疑はこれで終わらせていただきます。桜井委員、どうも大変ありがとうございました。

では、5時半まで恐縮でございますがお願いいたします。議事次第の6の「今後のスケジュールについて」を改めて事務局から説明をしていただきますとともに、苦情処理の関係でお話の出てまいりました地方における開催について事務局案がまとまったようでございますので、事務局から説明をしていただきたいと思ひます。

大塚企画官 それでは、お手元の資料の5、6及び7の3点につきまして御説明いたします。

それでは、まずお手元の資料の5と6につきまして今後のスケジュールでございます。資料の5の方につきましては、とりあえず7月までの3回を念頭に置きました当面のスケジュール、そして資料6につきましては従前から同じような形で出しておりました今年度末までを一応念頭に置きましたスケジュールでございます。

まず監視関係でございますが、当面の日程といたしましては冒頭に既に会長からお話がありましたとおり、本日を含めた6月の2回と7月の1回、計3回にわたりまして男女共同参画に特に関連の深い省からヒアリングを行うということにしております。本日の内閣府、農林水産省に続きまして、次回の6月28日が厚生労働省と文部科学省、7月が外務省でございます。そして、これらの各省からのヒアリングと、これまでのさまざまな御議論、監視の在り方ないしはその政策局の関係と、そういった概念的な御議論の双方を踏まえまして、7月に予定しております会合で、ここで外務省の後に男女共同参画会議における監視の実施方針(案)というのを書いてございますが、今、申しましたこれまでの御議論を一通りまとめたものをここで実施方針(案)という形で整理をさせていただきたいと思ひております。これを御議論いただきたいと思ひております。

とりあえず実施方針というのは全く仮の名称でございますが、こういった基本的な考え方に立って、こういった段取りで、今後こうした内容の監視を行っていくといったようなものを何らかの方針という形のものにまとめていただければと思ひてございます。それを専門調査会の案としてこの第5回会合で御議論いただきまして、そして資料5の一番下に括弧書きで書いてございますが、夏が終わりました後、9月ごろに男女共同参画会議の本会議を開催いたしまして、その場で正式にこの方針を決定していただき、その方針に基づいて秋以降具体的な監視の仕事に入っていただくというスケジュールになってございます。それから苦情処理関係でございますが、前回資料の6に相当するような形で日程表をお示し

したわけですが、その段階では次回と次々回で人権擁護委員と行政相談委員の方からヒアリングを行うといったような形の案にしてございました。ただ、これは既に御承知かもしれませんが、先月の25日に人権擁護推進審議会から法務大臣に対しまして「人権救済制度の在り方について」という答申が出されております。本日、資料番号を振っておりません。先生方みの配布ということで、その答申の骨子の案を2枚紙ぐらいのもので非常に簡単でございますが、一応御参考までにお付けしてございます。これがかなり今後の人権救済制度の在り方について抜本的な提言をされているとっておりますので、今回は苦情処理の枠を使わせていただきまして、この答申についての説明を法務省の方からしていただき、それについての質疑という時間に割いてはどうかと考えているものでございます。人権擁護委員、行政相談委員につきましてはまた改めていつごろのタイミングでやるかということについての相談をさせていただきたいと思っております。それから、同じく7月26日の第5回会合でございますが、ここは先ほど申しましたやはり監視の実施方針について十分時間をかけて御議論をいただいた方がよろしいのではないかと考えてございまして、この第5回の会合は事実上、監視の部分の方に特化した形で御検討をいただければ、そういう形での案になってございます。資料5、資料6につきましても今のような形で整理をさせていただいておるものでございます。

合わせまして資料の7について御説明をいたします。先ほど会長からも御紹介のありました、これまで調査会で出ておりました苦情処理について、地方で何か開催をして意見を聞く、あるいは意見交換をする場を設けるということになってきたかと思っておりますが、ここには地方ヒアリングととりあえず銘打っておりますが、こういった形で開催してはいかがかという案でございます。具体的にどの程度、いつやるかということにつきましては1に書いてございますが、先ほど私も内閣府の説明の中でも触れました男女共同参画フォーラムというイベントを開催いたしますが、今年中にここに書きました3か所で開催する予定としております。そして、結論から申し上げますとこのフォーラムを場を活用する形で苦情処理の中央ヒアリングの場を設定してはどうかというものでございます。

2で、実施に当たっては1か所2、3名と書いてございますが、もしこれはまたこの後、御希望があれば必ずしもこの人数にこだわるものではございませんが、大体1か所このぐらいの人数の委員の方においでをいただきまして、次の3の要領でございますが、開催県ないしはその近隣県の方から、例えば苦情処理相談業務に携わっている担当の方々あるいはそういった地方でそれぞれについて御意見をお持ちの有識者の方々、そういった方々にそれぞれ壇上が上がっていただきまして一種のパネルディスカッション方式、そして合わせて会場からももし何かあれば御意見を伺うという形にしてはどうかと思っております。ただ、あくまでも主眼といたしましては苦情の処理の仕組みを検討していく上で、地方で実際に住民の声をどうやって反映させる仕組みをつくっていつているのか、あるいはそれに伴ってどういう課題があるかといったところを主眼のテーマとしてこのような要領で開催をさせていただければと思っております。もしこのような形で御了解いただければ、今後事務的に各委員の方々の御都合ないしは御意向を確認させていただきまして日程の調整をさせていただければと考えてございます。事務局からは以上でございます。

野中委員 今、答申が5月25日に出ましたけれども、その後7月から今度は人権擁護委員制度そのものの審議会で検討が行われて、今の人権擁護委員さんではなく新たな人権擁護委員さんをどうするか、来年の3月までにシステムづくりが新しくされると思います。だから、まだ違った意味になってくると思いますが、きっといろいろ点で人権擁護委員さんに対する見直しがあると思います。

古橋会長 それでは、そういうことも念頭に置きながらこちらは聞いていかないといけませんね。その結論の方向はいつごろわかるんでしょうか。

野中委員 今年の7月から審議が始まるようですから、来年の3月とはなっていますけれども。

古橋会長 遅いんですね。

野中委員 そうなんです。もっと早く出るのかもしれませんが、何しろ法務局が改組されて今度苦情処理の方で独立した人権救済委員会の地方の事務局になったりしますので、また今と違った味わいになるんですけれども、その辺と人権擁護委員さんがどうなるかというのがこれからなんです。いつごろかということも聞いていただきたいと思います。

古橋会長 そうですね。それも含めた上でいろいろと。

このヒアリングの地方のものは皆様方の御日程を合わせて、どこへ行きたいというのを事務局の方へ御連絡いただきたいと思います。シンポジウムですから必ずしゃべっていただかなきゃいけないということになると思いますので、我々という方は是非御参加をいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。何かほかに御意見ございますでしょうか。今後の進め方あるいは今のような進め方だけではとても足りないからもう少し時間を増やせという御議論もあれば承りますけれども、皆様お忙しいでしょうから、やる度ごとに時間がオーバーいたしますけれども、恐縮でございますが、ひとつ御了承をお願いします。

では、質問もございませんようですのでこの程度にいたしたいと思います。監視につきましては、当面は9月ごろに予定されております参画会議に今後の監視の実施方針について本専門調査会としての案を諮ることを目標に検討を進めていきたいと思います。

今回は6月28日木曜日午前9時から内閣府の第3特別会議室において開催をいたします。監視につきましては、厚生労働省及び文部科学省からヒアリングを行います。また、苦情処理につきましては次回は今後の人権擁護施策の方向につきまして法務省からヒアリングを行うことにいたしたいと思います。

最後に、事務局から何かございますか。

大塚企画官 ただいま会長からお話のありました次回の会合の出欠につきまして、いろいろ資料に紛れておられるかもしれませんが、このような形で御出欠のいずれかに丸を付けていただく表を入れてございますので、本日ここに可能であれば付けた上で置いておいていただければと思います。

それから、議事録を2つ実はお配りしておりまして、1つが資料8という番号が付いている第1回、初回の議事録でございます。関係の先生方には既に内容について御確認いただいております、これはもうこれで本日からオープンにする。とりあえずは私どものホームページに掲載する手続きを取らせていただきますが、そういう形でこれは確定という意味でお配りをしております。

それからもう一つ、資料番号が振っていない前回第2回の議事録、これはまだ(案)となっておりますが、これは今この場で各先生方への御発言内容等についての御確認をお願いをしたいという意味でお配りをしているものでございます。もし可能であれば1週間後、来週末ぐらいまでに御返事をいただければ幸いです。事務局からは以上でございます。

古橋会長 何か御質問ございますか。

それでは、これで苦情処理・監視専門調査会の第3回会合を終わります。どうもお忙しい中、熱心に御意見を賜りまして大変ありがとうございました。次回もまたよろしくお願いをいたします。できるだけ事前に資料をお配りして一応読んできていただいて御意見を発表していただくような体制を事務局に督励をいたしておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。